

6 南 産 第 2 2 0 号
令 和 6 年 12 月 4 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南山城村長

市町村名 (市町村コード)	南山城村 (263672)
地域名 (地域内農業集落名)	北大河原・南大河原地区 (今山・奥田・押原・本郷・南大河原集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 11月 14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

このため、分散する担い手の農地の集約化を図るとともに、水田などでは、地域で取り組める新たな畠地化作物の栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者: 50人程度 主な作物: 茶、水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田については、今後も圃場整備済み農地を中心に水稻生産を継続していく。一部の水田については、新たな畠地化作物の栽培方法を検討していく。地域の特産物である茶について有機農業・減農薬の取組を段階的に進めることを検討し、さらなる宇治茶ブランドのブランド力の向上を図る。また、農地の集積・集約化をさらに進め農作業の効率化を図る。

また、地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	115 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員や農地利用最適化推進委員による調整をすすめ担い手の経営意向を斟酌し、農地中間管理機構を活用して段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

特になし。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が深刻であり耕作意欲が減退しているため、村の補助事業を活用し侵入防護柵の設置を進める。
- ④水田において、地域で取り組める新たな畠地化作物の栽培方法等を検討していく。
- ⑦土地条件の良好でない農地は継続して草刈り等の保全管理を実施していく。